

#### 4. 今後の流域管理の方向性について

平成27年7月に、今後の国土および水行政の方向を左右することになる水循環基本計画が、また、今年3月に16年ぶりとなる水道法の改正案が閣議決定された。今回の水道法改正案では、広域化へ向けた都道府県の役割強化や民間企業の技術・経営ノウハウおよび人材の活用を図るための新たな枠組みが示された。これは水道事業の運営基盤強化へ向けた一步となると期待している。

## 人口減少を踏まえた今後の流域管理と水道事業のあり方についての一考察(下)

選択肢としてあると考えている。

組織に委ねるのは、心細い感

こうした点から、将来的には流域を行政単位として再編し

れらに対応していくには限界があると考えている。新水道ビジ

現在、中小都市の行政と水道事業体では、水道の技術者不足は深刻であり、こうした中小の水道事業で民間委託が進んだ場合、民間への丸投げとなり、施設更新や料金まで民間が管理するとなると、果たして水道事業

などでは、水質や洪水対策等治水も含めた流域の水管理という点からは、森林や農地、整備や地域の実情に応じた水循

また、健全な水循環の形成には、上下水道の統合や農業用水との一体管理などは必要不可欠な策であるが、単に水利用の面だけではなく、水質や洪水対策等治水も含めた流域の水管理を構築すべきと考える。このよ

うな組織の下で民間活力を活用しながら、グリーンインフラの整備や地域の実情に応じた水循環に関する施策と一体として総合的かつ計画的に対策を推進することが必要と考えている。

## 視点21 総合的・計画的に対策推進を

こうした中で、流域の健全な水循環のあり方とも関連し、水道事業の民営化の可否も議論さ

れているが、私は流域の水の管理までは、民間に委ねるべきではないが、流域を管理するしつかりとした組織の下であれば、その運営ツールとしてコンセッション等による上下水道事業での民間活力の活用は事業運営の

うかは疑問である。

今回の水道法改正案では、府県の役割が重要視されている

法の改正是、そのための大きな一歩であり、今この時こそ上下水道の関係者が個々の事業の枠を超えた共通認識の下で声を上げていくことが何よりも必要と考えている。

市街地を含む土地利用の適正管

理が重要である。

水を管理する者が土地利用に

関与するのはかつての行政で

は困難であったが、治水対策に

おいては総合治水として、流域

の健全な持続が維持できるかど

うかは疑問である。

水循環基本計画の策定や水道

の面的管理の必要性が認識され

が不足しているのが現状であ

る。広域化を含め今後の水道事

業を現在の府県の水道を管理す

れた結果である。

株式会社極東技工コンサルタント 木村昌弘(大阪大学非常勤講師、博士(工学))

※(上)は5月11日付12面に掲載